沖縄県介護支援専門員実務研修　実習に関する Q&A

（令和６年 10 月２２日更新）

No.	質　問	回　答
1	実習生からの実習受入の依頼は、いつ頃から始まるのか。	○早くて合格発表後から事業所へ依頼を行うことが想定される。
2	毎年、「介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録届（第１号様式）」の提出が必要か。	○その必要はない。ただし、登録内容に変更がある場合は、「介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所変更登録届（第２号様式）」を、受入体制が取れなくなった場合は、「介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録取下届（第３号様式）」を県に提出すること。
3	登録届に記載した実習受入可能人数を超えた場合、受け入れを拒否することは正当な理由として認められるか。	○同時期に複数名（例えば２～３名）を受け入れることも想定されることではあるが、受入可能人数の超過や必要な研修の参加など、やむを得ない事情として実習生に対して合理的な説明ができるのであれば、正当な理由として考えられる。
4	実習は、「３日間程度」とあるが連続か。 また、最低３日間は実施しなければならないのか。例えば、２日間の実施でもよいか。	○まず、３日間程度とは、２つの課題のうち「ケアマネジメントプロセスの各場面への同行・見学」にかかる日数であり、１つ目の課題である「模擬ケアプラン作成の為の課題分析(アセスメント)・居宅サービス計画書作成」にかかる時間は含まれていないことに留意すること。 ○「３日間程度」とは、連続する３日間で実施しなければならないことではなく、例えば半日や数時間程度の訪問を複数の日にまたがって実施し、結果として合計の実習時間数が概ね３日相当（18 時間以上）になればよい。 ○なお、「ケアマネジメントプロセスの各場面への同行・見学」については、実習指導者、実習対象者（協力者）及びそのご家族との日程調整や実習対象者（協力者）の体調・生活状況などによっては、課題達成までに３日以上かかる場合も想定される。
5	オリエンテーション及び振り返りを３日相当（1８時間以上)の実習時間に含めてよいか。	○「オリエンテーション」及び「振り返り」も実習時間に含まれる。そのほか、「報告書等の記入にかかる時間」、「(作成済み)の模擬ケアプランのチェックや記入方法等の指導」も含めることができるが、休憩時間や、自宅や病院・施設への訪問にかかる移動時間」は含めない。
6	ケアマネジメントプロセスの各場面への同行・見学」にかかる実習対象者（協力者）の同意は、同行訪問やサービス担当者会議の見学以外に机上で説明する場合においても必要か。	○ケアマネジメントプロセスの各場面への同行・見学」にかかる実習対象者（協力者）に対し、必ず「事前」に「書面による同意」を取得すること。 ○同行訪問や担当者会議の見学以外でも複数のケースを机上で説明する場合においては、同意は不要と考えている。 ○なお、実習生は実習で知り得た情報は研修の遂行目的以外では使用しない、漏らさないという「実習同意書」に署名しており、その点について遵守を徹底するよう指導いただきたい。

7	実習の課題の１つである「課題分析（アセスメント）・居宅サービス計画書作成」にかかる実習協力者（利用者）の選定は、新規利用者もしくはケアプランの変更が必要となった利用者を取り上げることとあるが必須か。このような対象者がいない場合の取り扱いはどうしたらよいか。	○ガイドライン及び指針において、ケアマネジメントプロセスの一連の流れを現場で経験することから、新規の利用者もしくはケアプランの変更が必要となった利用者を取り上げると示している。実習生を受け入れる場合は、これらを加味した上で、受け入れて頂きたいが、紹介する実習協力者については、事業所の裁量にお任せする。 ○紹介する事例が、新規の利用者やケアプランの変更が必要な利用者ではない場合は、実習指導者に付いて行う６つのケアマネジメントプロセスの同行・見学実習において、できる限り新規の利用者やケアプランの変更が必要な利用者を選定していただきたい。
8	実習指導者は、一連のケアマネジメントプロセスについて同行（同席）していなければいけないか。	○実習生を受け入れた際には、実習指導者は、一連のケアマネジメントプロセスについて同行（同席）し、責任をもって指導・支援を行うよう努めていただきたい。 ○実習指導者が本来業務の都合により、全てのプロセスに同行（同席）できない場合も想定されるが、その際は、実習指導者以外の介護支援専門員の案件に同行（同席）し指導を行っても構わない。 ただし、事後において、必ず実習指導者による説明や確認などのフォローを行うこと。 ○この場合において、実習指導者によって、実習における指導内容に大きなばらつきが出ないようにするため、ガイドライン、指針及び説明会資料を互いに確認し、実習指導中に指導すべき内容について、事前に共通認識を作っておくことが必要である。 （補足） 平成 27 年介護報酬改定において、特定事業所加算の算定要件に「実習の受け入れ」が追加された。 「実習の受け入れ」については、実務研修の質を高め、ひいては地域全体のケアマネジメントの水準を底上げしていくという、特定事業所加算取得事業所の地域への貢献が期待されて盛り込まれたものである。 その趣旨を理解し、実習期間中は実習指導者の通常業務に係る業務量を考慮する必要があるため、実習指導者の通常業務を他の職員でカバーするなど、業務分担の調整をするなど、事業所全体で取り組まれたい。
9	利用者の居宅訪問とは、自宅（実習対象者（協力者）の家）への訪問に限るのか。それとも、居宅とみなされる有料老人ホーム等の利用者も対象となるのか。	○基本的には、在宅の利用者を対象とする。しかし、ガイドラインや指針に沿って、２つの実習課題が実施できるのであれば、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅の利用者でも対象として構わない。 ○ただし、居宅サービスであっても、認知症対応型共同生活介護や特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護多機能型居宅介護の利用者は対象外である。 ○また、入院医療機関においてのみ実施されているアセスメントやサービス担当者会議は実習の対象としては望ましくない。

10	インテーク場面への同行・見学について、限られた実習期間内で場面がない場合は、これまで事業所内で新規の利用者として受け付けし、インテーク（面接）したいくつかの記録をもとに指導を行うことでもよいか。 また、アセスメントやサービス担当者会議も同じく、同行・見学実習がない場合も同様の取り扱いでよいか。	○実施要綱において、「実習期間中にサービス担当者会議が開催される機会がなく、会議に同席ができなかった場合には、実習指導者によって、サービス担当者会議の準備や会議当日の議事進行の方法等を説明することにより理解を促すこと」と示されている。 よって、インテークやアセスメントの同行・見学実習がない場合も同様に、お見込みのとおり指導をお願いしたい。
11	実習生を受け入れ、指導を担当した者（実習指導者）は、主任介護支援専門員更新研修の受講要件に該当するとあるが、実習指導者が本来業務の都合上、同行等指導ができず、他の主任介護支援専門員が指導した場合、代理で指導した主任介護支援専門員更新研修の受講要件に該当するか。	○基本的に実習指導者が責任を持って同行（同席）、直接指導を行って頂きたいが、業務の都合上、それができない場合も想定される。その際は、実習指導者以外の介護支援専門員が代理で指導を行っても構わないが、事後において、必ず実習指導者による説明や確認などのフォローを行う。また、所定の各実習記録用紙への意見（コメント）の記入が必要であることに留意すること。 また、実習指導者の代理が主任介護支援専門員で、同行訪問等で指導した場合、あくまでも主ではなく代理のため、主任介護支援専門員更新研修の受講要件には該当しない。 ただし、実習受け入れ前に、実習指導者が急な体調不良等で、指導ができない場合は、速やかに実習指導者を変更し、所定の時間以上指導した場合は、主任介護支援専門員更新研修の受講要件に該当する。
12	実習指導者が、主任介護支援専門員更新研修に該当する時間数はあるのか。	○主任介護支援専門員である実習指導者が、通算２日相当（12 時間相当）以上の指導を行った場合に、受講要件に該当する。 主任介護支援専門員更新研修を受講申込の際、受講する際には、①【様式４】実務研修実習指導実績証明書及び②沖縄県介護支援専門員実務研修同意書を提出する必要がある。
13	受入事業所として受入体制は整っていたものの、実際に実習生からの受入要請がなかった場合、主任介護支援専門員更新研修の受講要件には該当しないということか。	○お見込みのとおり。 実習生を受け入れ、実際に担当した実績を評価するものであるため、実習生の受入がなかった場合は受講要件に該当しない。したがって、その他の要件により主任介護支援専門員更新研修の受講を検討されたい。 ○なお、特定事業所加算については実際に受入がなかったとしても受入体制が整っている場合は取り下げる必要はない。
14	実習生を受け入れ、指導を担当した者は、主任介護支援専門員更新研修の受講要件に該当するが、当該要件が、受講要件として有効とされる期限のようなものはあるのか。	○主任介護支援専門員研修又は、前回の主任介護支援専門員「更新」研修修了日の翌日から主任介護支援専門員「更新」研修の受講申し込みの締切日までの期間において、実施した介護支援専門員実務研修の実習において実習生を受け入れ、指導を行った者が要件に該当する。
15	２つ目の実習課題の見学・観察実習について、実習生の自宅から、実習受入事業所、または、直接利用者宅への移動時間も含めていいか。	○含まれません。 利用者宅や病院・施設への訪問にかかる移動時間も含まれません。